

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年6月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年6月まで  
② 昭和61年1月から同年3月まで

私の国民年金加入手続や国民年金保険料納付については、全て夫に任せていた。夫によると、婚姻時（昭和60年6月）に、私が国民年金に未加入であることを知り、すぐに区役所で加入手続を行った。その際に婚姻前の2年分の保険料については遡って納付できると説明を受けたので、区役所の指示により納付書をもらい、夫の預金口座からその納期限ごとに（お金に余裕のある時はまとめて）婚姻後の保険料分と併せてお金を引き出し、近くの金融機関で納付していたとのことである。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はそれぞれ3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立人の保険料を納付していたとする夫については、20歳到達時から厚生年金保険被保険者資格の取得により国民年金被保険者資格を喪失するまでの21年間余りの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、夫の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年4月22日にA市に払い出されていることが確認できるほか、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は、同年6月上旬に行われたものとみられる上、同年6月18日付けで申立人の資格取得日を遡って58年4月1日

とする事務処理が行われていることが確認できる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料として、申立期間②の保険料は現年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、夫は申立人に係る国民年金加入手続の際に、区役所の担当窓口で2年分の国民年金保険料を遡って納付できると説明を受けたとしているところ、前述のとおり、申立人の資格取得日を2年の時効が成立していない昭和58年4月1日とする事務処理が行われていることを踏まえると、当該加入手続時において、申立期間①を含む同年4月から60年3月までの期間に係る過年度保険料の納付書が発行されたものと考えられる上、A市の国民年金被保険者名簿によると、当該過年度納付書が発行されたとみられる期間のうち、申立期間①直後の58年7月から60年3月までの保険料については、過年度保険料として納付されていることが確認できることから、前述の加入手続を行い納付意識の高かった夫が、申立期間①の保険料のみを未納とするのは不自然である。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間②前後の国民年金保険料については、現年度保険料として納付され、申立期間②に係る夫の保険料は納付済みとされていることが確認できるところ、夫の仕事や転居等生活状況に大きな変化は認められないことから、夫が申立期間②の保険料についても納付したのと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月15日は21万円、同年12月15日は21万5,000円、19年12月25日は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間④から⑦までに係る標準賞与額の記録については、平成20年7月24日は25万6,000円、同年12月24日は22万円、21年7月31日は23万1,000円、同年12月25日は22万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間⑧及び⑨に係る標準賞与額25万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、平成23年12月28日及び24年7月31日の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月  
② 平成 18 年 12 月  
③ 平成 19 年 12 月  
④ 平成 20 年 7 月  
⑤ 平成 20 年 12 月  
⑥ 平成 21 年 7 月  
⑦ 平成 21 年 12 月  
⑧ 平成 23 年 12 月  
⑨ 平成 24 年 7 月

申立期間については、賞与記録が無い期間とされている。

しかし、賞与明細書により、申立期間において賞与が支給され、厚生年金

保険料も控除されていることが分かるので、当該期間について賞与記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①から⑨までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑦までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、申立期間⑧及び⑨については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 オンライン記録によると、申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年6月3日付けで申立期間①は21万円、申立期間②は22万円、同年6月14日付けで申立期間③は23万円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該期間については、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間②及び③について、22万円又は23万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、21万5,000円又は22万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は21万5,000円、申立期間③は22万5,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①については、賞与明細書により、申立人は当該期間において、21万円の標準賞与額に見合う賞与を事業主から支給され、その主張する標準賞与額(21万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額については、21万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①から③までに係る賞与の支給日については、賞与支払届における賞与支払年月日の記載から、申立期間①は平成18年7月15日、申立期間②は同年12月15日、申立期間③は19年12月25日とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間④から⑦までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、23万円から26万2,000円までの標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給され、22万円から25万6,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間④は25万6,000円、申立期間⑤は22万円、申立期間⑥は23万1,000円、申立期間⑦は22万6,000円とすることが妥当である。

また、当該期間に係る賞与の支給日については、預金通帳における当該賞与の入金日の記載から、申立期間④は平成20年7月24日、申立期間⑤は同年12月24日、申立期間⑥は21年7月31日、申立期間⑦は同年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間⑧及び⑨については、申立人から提出された賞与明細書により、標準賞与額25万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できることから、当該期間に係る標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑧及び⑨に係る賞与の支給日については、預金通帳における当該賞与の入金日の記載及び賞与支給日に係る事業主の回答から、申立期間⑧は平成23年12月28日、申立期間⑨は24年7月31日とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年4月から同年9月までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年10月から12年9月までの期間及び15年4月から同年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、11年10月から12年4月までは19万円、同年5月は17万円、同年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月は20万円、同年9月は19万円、15年4月から同年6月までは12万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から15年6月まで

A社で勤務していた期間について、実際に支払われた給与額より、標準報酬月額が低く記録されている。調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年4月から同年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたが、同年11月9日付けで、遡って10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該期間においてA社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる11人全員についても、申立人と同様に平成11年11

月9日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、元事業主から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、おおむね上記遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与が支給され、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、A社の元事業主は、「会社の経営状態が厳しく、厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所に相談し、標準報酬月額を引き下げた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成11年11月9日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、同年4月1日まで遡って標準報酬月額の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正であったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年4月から同年9月までの標準報酬月額については、19万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間のうち、平成11年10月から15年6月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、遡って記録が訂正された形跡が無く、上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、元事業主から提出された所得税源泉徴収簿及び賃金台帳により、平成11年10月から12年9月までの期間及び15年4月から同年6月までの期間について、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与が支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる給与支給額及び保険料控除額から、平成11年10月から12年4月までは19万円、同年5月は17万円、同年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月は20万円、同年9月は19万円、15年4月から同年6月までは12万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与額より低い報酬月額を届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料

(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年10月から15年3月までについては、所得税源泉徴収簿及び賃金台帳において確認できる保険料控除額又は給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 7989

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月30日から同年7月1日まで

A社から同社B事業所へ転勤した際の申立期間の年金の記録が空白になっているため、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和42年7月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に同社B事業所で同資格を取得している同僚が「私は、昭和42年7月1日付けで申立人と一緒に異動した。」と証言していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年5月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付した事実を確認できないため、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 7990

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月30日から同年7月1日まで

A社から同社B事業所へ転勤した際の申立期間の年金の記録が空白になっているため、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和42年7月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に同社B事業所で同資格を取得している同僚が「私は、昭和42年7月1日付けで申立人と一緒に異動した。」と証言していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年5月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付した事実を確認できないため、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 7991

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月30日から同年7月1日まで  
A社から同社B事業所への転勤時の申立期間の年金記録が空白になっているため、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和42年7月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に同社B事業所で同資格を取得している同僚が「私は、昭和42年7月1日付けで申立人と一緒に異動した。」と証言していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年5月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付した事実を確認できないため、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 7992

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月30日から同年7月1日まで

A社から同社B事業所へ転勤したが、退職はしていない。申立期間の厚生年金保険の記録が空白となっているため記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和42年7月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に同社B事業所で同資格を取得している同僚が「私は、昭和42年7月1日付けで申立人と一緒に異動した。」と証言していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年5月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付した事実を確認できないため、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 7993

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社本社から昭和42年7月1日付けで同社B事業所へ転勤となったが、1日たりとも休みの無い状態であった。申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっているため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和42年7月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に同社B事業所で同資格を取得している同僚が「私は、昭和42年7月1日付けで申立人と一緒に異動した。」と証言していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年5月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付した事実を確認できないため、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録

するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 7994

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A社本社から同社B事業所へ転勤になった際の申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっているため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和42年7月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に同社B事業所で同資格を取得している同僚が「私は、昭和42年7月1日付けで申立人と一緒に異動した。」と証言していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年5月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付した事実を確認できないため、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（富山）厚生年金 事案 7995

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月28日から同年3月1日まで

B社（現在は、C社）及び同社のグループ会社であるA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間において同社へ出向し、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された従業員名票により、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間において、A社本社から同社の支店に異動したとされる複数の同僚の記録により、これら複数の同僚が、いずれも異動先の複数の支店において昭和38年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから判断して、申立人の同社D支店における資格取得日である同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年1月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成7年9月\*日に解散しており回答は得られないが、事業主が資格喪失日を昭和38年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年2月28日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（富山）厚生年金 事案 7996

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月21日から同年8月1日まで  
B社から関連企業A事業所に異動したが、年金の記録に空白期間がある。  
申立期間について、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社及びA事業所の複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、B社及び関連企業であるA事業所に継続して勤務し（B社からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和51年7月21日となっている同僚は、「B社からA事業所への異動時期は、申立人と一緒であった。」と証言していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和51年8月の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

一方、事業所適用台帳及びオンライン記録によると、A事業所は、昭和51年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないが、複数の同僚は、申立期間において、同

事業所には申立人を含め常時5人以上の職員が勤務していたと証言していることから、同事業所は当該期間において、当時の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについて不明としているが、A事業所が申立期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に対して適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（岐阜）厚生年金 事案 7997

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月30日から同年7月1日まで

年金事務所から、A社から同社B事業所への転勤時に年金記録の空白期間があるため確認が必要と言われた。同社の資格喪失日は昭和42年6月30日、同社B事業所の資格取得日は同年7月1日となっていた。継続して働いており、年金記録に空白期間は無いと思うので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和42年7月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に同社B事業所で同資格を取得している同僚が「私は、昭和42年7月1日付けで申立人と一緒に異動した。」と証言していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年5月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付した事実を確認できないため、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年7月1日と届け出た

にもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準報酬月額決定の基礎となる平成21年4月から同年6月までの期間及び22年4月から同年6月までの期間はそれぞれ標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年11月から22年12月まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間について、実際に支払われた給与額より、標準報酬月額が低く記録されている。調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年11月から22年12月までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、15万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与支給明細書及び事業主から提出された賃金台帳により、標準報酬月額決定の基礎となる平成21年4月から同年6月

までの期間及び22年4月から同年6月までの期間はそれぞれ標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

## 中部（静岡）厚生年金 事案 7999

### 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成18年4月、同年5月、同年7月及び同年8月は18万円、同年12月は20万円、19年2月は17万円、同年3月は19万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は18万円、同年7月から同年9月までは19万円、同年10月、同年11月及び20年1月は20万円、同年2月及び同年5月は19万円、同年6月は16万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月は17万円、同年10月は19万円、21年1月は18万円、同年9月は17万円、同年10月は19万円、同年11月は18万円、22年5月は17万円、同年7月、同年10月、同年11月及び23年1月は18万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年6月、同年9月から同年11月までの期間、19年1月、同年12月、20年3月、同年4月、22年1月、同年8月及び同年12月については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18年6月は18万円、同年9月から同年11月までの期間、19年1月、同年12月、20年3月及び同年4月は20万円、22年1月、同年8月及び同年12月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 から 23 年 7 月 まで

年金事務所で確認したところ、A社の給料明細書に記載されている実際に控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は年金記録と大きな差があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠

となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年4月から23年1月までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年2月から同年7月までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成18年4月、同年5月、同年7月、同年8月、同年12月、19年2月から同年11月までの期間、20年1月、同年2月、同年5月から同年10月までの期間、21年1月、同年9月から同年11月までの期間、22年5月、同年7月、同年10月、同年11月及び23年1月については、申立人から提出された給料明細書により、申立人は16万円から24万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主から支給され、18万円から28万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成18年4月、同年5月、同年7月及び同年8月は18万円、同年12月は20万円、19年2月は17万円、同年3月は19万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は18万円、同年7月から同年9月までは19万円、同年10月、同年11月及び20年1月は20万円、同年2月及び同年5月は19万円、同年6月は16万円、同年7月は19万円、同年8月は20万円、同年9月は17万円、同年10月は19万円、21年1月は18万円、同年9月は17万円、同年10月は19万円、同年11月は18万円、22年5月は17万円、同年7月、同年10月、同年11月及び23年1月は18万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成18年6月、同年9月から同年11月までの期間、19年1月、同年12月、20年3月、同年4月、22年1月及び同年8月については、給料明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（18年6月は18万円、

同年9月から同年11月までの期間、19年1月、同年12月、20年3月及び同年4月は20万円、22年1月及び同年8月は18万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間のうち、平成22年12月については、申立人は給料明細書を所持していないものの、課税庁から提出された22年分給与支払報告書(個人別明細書)において推認できる保険料控除額及び申立人から提出された前後の月に係る給料明細書において確認できる保険料控除額から推認できる保険料控除額から判断して、当該期間において、申立人は、その主張する標準報酬月額(18万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、平成18年4月から20年10月までの期間、21年1月、同年9月から同年11月までの期間、22年1月、同年5月、同年7月、同年8月及び同年10月から23年1月までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は死亡しているため確認できないものの、給料明細書及び給与支払報告書から確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が申立期間のうち、平成18年4月から21年6月までの期間及び同年9月から23年1月までの期間の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書及び給与支払報告書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(22年1月以降は年金事務所)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年11月、同年12月、21年2月から同年8月までの期間、同年12月、22年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年9月については、給料明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成23年2月から同年7月までについては、申立人から提出された給料明細書及び公共職業安定所から提出された雇用保険被保険者離職証明書によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までにおける報酬月額の平均額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えず、その後の同年7月から23年4月までの期間において、固定的賃金に変動が無く標準報酬月額の改定が行われなことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年6月まで

私が学生だった平成3年4月頃、A市B区役所で母親が私の国民年金加入手続を行ってくれた。母親は、時期は覚えていないが、二つ年下の妹の国民年金加入手続も行い、私と妹の国民年金保険料の納付書と一緒に郵送されてきたので二人分の保険料を一括で納付した記憶があり、妹の保険料はちゃんと納付した記録となっているのに、兄である私の保険料は納付となっていない期間があるのはおかしいと思うとしている。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、平成3年4月頃にA市B区役所で申立人の加入手続を行い、その後、申立人及びその妹の二人分の保険料を一括で納付した記憶があるとしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年7月に払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、同年7月28日付けで学生が強制加入対象者となった3年4月1日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われていることが確認できる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年4月から4年5月までの国民年金保険料は、既に2年の時効が成立しており、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の国民年金加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、平成

4年6月の国民年金保険料は過年度保険料として納付することは可能であったところ、オンライン記録によると、6年8月1日付けで申立人に対して過年度保険料に係る納付書が作成されていることが確認できるものの、これより前に納付書が作成された記録は確認できず、この納付書作成時点においては、当該期間の保険料についても2年の時効が成立していることから送付された納付書は4年7月から6年3月までの保険料であったと考えられる。このことは、申立期間直後の4年7月から6年3月までの保険料が同年8月11日付けで過年度保険料として一括納付されていることとも符合する。

さらに、母親は、申立人と妹の未納とされていた国民年金保険料を一緒に納付した記憶があり、妹については、全ての保険料が納付済みとされているのに、申立人については未納とされている期間が残っているのはおかしいとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、妹の国民年金手帳記号番号は、平成6年7月に申立人と連番で払い出されており、この加入手続の際に、20歳到達時（4年\*月）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。妹については、同年\*月から5年3月までの保険料が申立人と同じ6年8月11日付けで過年度保険料として納付されていることが確認でき、この保険料の納付時点において妹には2年の時効が成立していた国民年金被保険者期間は無い。これに対し、申立人については、前述のとおり、過年度保険料の納付時点において時効により納付することができない被保険者期間が既にあったことから、妹とは事情が異なり、母親は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの期間及び同年4月から59年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで  
② 昭和57年4月から59年8月まで

私は、時期は覚えていないが、国民年金保険料の納付書が送られてきていないことに気づきA市役所へ問い合わせに行ったが、調べてみるとの返事のみで連絡が無かった。その後、他県に住んでいた母親が心配して、当時の市長宛てに私の年金を何とかしてほしいという手紙を出したところ、国民年金課の担当者から私に連絡があったので、再度、同市役所へ行った。その際、担当者に保険料が未納となっている期間を全部払いたいと伝えて、金額を計算してもらい、後日、同市役所で保険料をまとめて納付した。その保険料額ははっきり覚えていないが、自分の中では40万円ぐらいの金額を払った感覚の記憶がある。まとめて納付したのは、申立期間①及び②の保険料だったと思うので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は覚えていないが、A市役所の国民年金課の担当者に、国民年金保険料が未納となっている期間を全部払いたいと伝えて、金額を計算してもらい、後日、同市役所で保険料をまとめて納付したので、これが申立期間①及び②の保険料だったと思うとしているものの、その具体的な保険料の納付時期及び納付対象期間の記憶は無く、同市においても、当時のやりとりが分かるような資料は無いとしていることから、申立期間①及び②に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料をまとめて納付したと

思うとしているところ、オンライン記録によると、申立期間①は保険料の未納期間、申立期間②は申請免除期間とされており、申立期間②直後の昭和59年9月時点においては、i) 申立期間①の保険料は既に2年の時効が成立しているため、遡って納付することができないこと、ii) 特例納付制度（時効により納付することができない保険料を納付することが可能であった期間限定の特例）の実施期間ではないことから、申立期間①及び②の保険料をまとめて納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料を遡って納付したのは1回だけであるとしているところ、オンライン記録によると、平成6年9月13日に、当初、申請免除期間とされていた申立期間②直後の昭和59年9月から60年3月までの期間及び平成5年4月から6年3月までの期間の追納申出が行われており、昭和59年9月から60年3月までの保険料の追納日は不明であるものの、当該納付書の納付期限から平成6年9月頃に追納されたものと推認でき、5年4月から6年3月までの保険料は同年9月19日に追納されていることが確認できる。これらのことから、申立人は、この追納に係る記憶と申立期間①及び②の保険料納付に係る記憶を混同している可能性も考えられる上、前述の追納が行われた同年9月時点では、申立期間②の追納保険料は既に10年の納付期限が経過しているため、遡って納付することもできない。

加えて、申立人は、まとめて納付した国民年金保険料額ははっきり覚えていないが、40万円ぐらいの金額を払った感覚の記憶があるとしているところ、申立期間①及び②の保険料を納付した場合の保険料額は21万7,700円となり、申立人が記憶している保険料額とは相違する。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8000

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 1 日から 23 年 2 月 1 日まで

私は、A社に平成 21 年 3 月 1 日から 25 年 1 月 18 日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び出勤簿並びに申立人から提出された給料明細書、源泉徴収票及び所得税の申告内容確認票により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記賃金台帳及び給料明細書により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の社会保険事務を担当している社会保険労務士は、「申立人の勤務開始日は平成 21 年 3 月 1 日であるが、当時、資格取得の届出は行わず、厚生年金保険料の控除も行われていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8001

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月31日から31年12月1日まで  
② 昭和32年6月1日から33年1月1日まで  
③ 昭和33年8月31日から37年7月1日まで  
④ 昭和43年10月1日から44年2月1日まで  
⑤ 昭和46年1月5日から47年2月4日まで

私は、申立期間①から③までについてはA社、申立期間④及び⑤については同社が社名変更したB社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、A社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことはいうかがえる。

しかし、申立人は、昭和28年1月から43年9月までの期間に、A社において厚生年金保険被保険者資格の取得と喪失を4回にわたり繰り返していることが確認できるところ、申立期間当時における同社の同僚についても、申立人と同様に被保険者資格の喪失と取得を繰り返し、記録が確認できない期間が存在していることが認められる。

また、A社は、既に解散しており、事業主は他界していることから申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人のA社に係るオンライン記録は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致しており、これらの記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間④及び⑤について、商業登記簿によると、B社は、昭和40年1月

\*日にA社が商号変更した法人であり、申立人は、43年10月20日から解散日の47年1月\*日までB社の取締役就任していることが確認できる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできず、厚生年金保険は商号変更後もA社として適用されていたものとみられるところ、同社は、昭和43年10月1日で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、B社の工場及び従業員を引き継いで設立されたC社において、昭和43年11月1日に資格取得していることが確認できるものの、i) 同社の厚生年金保険の新規適用日は、申立期間④の終期である44年2月1日であり、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 申立人と同様に43年10月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C社で44年2月1日に資格取得している同僚は「B社からC社に異動した社員は、工場長から異動した最初の約4か月間は社会保険には入らないとの説明を受けた。給与から保険料は引かれていなかった。」と証言していることから、申立人は当該期間において厚生年金保険の被保険者ではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和46年1月5日にC社で厚生年金保険被保険者資格を喪失しているところ、雇用保険の記録も申立期間⑤の始期である同年1月5日の直後である同年1月9日に同社を離職したとされていることから、申立人が当該期間に同社において厚生年金保険被保険者であったとは言い難い。

加えて、申立人は、C社の工場及び従業員を引き継いで設立されたD社で昭和47年2月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、同社の厚生年金保険の新規適用日は申立人の資格取得日と同日であり、同社は申立期間⑤において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（富山）厚生年金 事案 8002

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月から 52 年 8 月まで  
② 昭和 56 年 9 月から 59 年 3 月まで

A事業所に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、私の記憶する報酬額に相当する標準報酬月額より低いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、A事業所において、昭和51年6月1日及び52年6月1日に資格を取得したとされているところ、当該資格取得時の給与額は、共に12万円と記録されており、同時期における厚生年金保険の標準報酬月額である8万6,000円又は9万2,000円を超えていることが確認できる。

しかしながら、A事業所の事業主は既に死亡しており、同事業主の妻は「A事業所に係る資料は保管しておらず、私自身は同事業所の仕事をしていないので、何も分からない。」と回答している上、申立人が名前を挙げる同事業主の元妻及び事務担当者に文書照会を行ったが、回答を得られず、申立人の報酬月額に係る届出及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間の全部又は一部において、A事業所の厚生年金保険の被保険者となっている同僚から、自身の標準報酬月額が給与額と異なるとする証言は得られない上、申立人は、「A事業所では、私の給与額が一番高かった。」と証言しているところ、当該期間における同事業所の被保険者のうち、申立人の標準報酬月額を超える被保険者は確認できない。

さらに、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（富山）厚生年金 事案 8003

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで  
A社B工場では、午前8時から午後5時まで勤務したが、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年12月から47年2月までの期間について、A社から提出された賃金支払の覚書及び複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、当時のA社B工場の責任者であった同社役員は、「現存する覚書は、昭和46年12月以降のもので、申立人の入社時期は定かではないが、正社員は日給で、パートは時間給であった。申立人は、正社員として勤務していなかったと思う。」と回答しており、上記覚書によれば、申立人は、時間給で賃金を計算（「1時間140円」と記載）されていることが確認できる。

また、上記役員は、「当時はA社本社で給与計算等を行っていたので、保険料の控除については不明であるが、正社員のみ社会保険に加入させる取扱いだったと思う。」と回答していることから、パートタイマーであった申立人は厚生年金保険の被保険者ではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和41年1月から48年6月までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（岐阜）厚生年金 事案 8004

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③から⑥までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年12月頃から20年8月まで  
② 昭和22年頃  
③ 昭和22年3月1日から同年11月20日まで  
④ 昭和23年12月10日から同年12月30日まで  
⑤ 昭和24年1月13日から同年5月24日まで  
⑥ 昭和25年8月1日から27年4月10日まで

申立期間①について、A事業所に勤め、学徒動員で勤務していた。申立期間②については、印刷会社のB事業所で、事務員をしていた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間③から⑥までについて、C社退職の4年2か月後に脱退手当金が支給された記録となっているが、受け取った記憶は無いので、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A事業所に勤労働員学徒として勤務していたとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

また、学徒の勤労働員については、労働者年金保険（現厚生年金保険）の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化されている。

さらに、A事業所の後継会社D社は、申立てに係る届出及び保険料控除に

ついて、確認できる資料が無く不明と回答している上、申立人はA事業所に係る同僚を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人はB事業所に係る事業主及び同僚を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③から⑥までについて、申立人の脱退手当金は、昭和31年6月19日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ、年金は受給できなかったことから、申立期間⑥の事業所を退職後、43年12月まで国民年金の加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがうかえぬ。

また、申立人の脱退手当金の支給金額は、昭和29年4月30日以前（昭和29年厚生年金保険法改正前）に資格喪失した者の脱退手当金に適用される女子特別附加脱退手当金の計算式に基づいた金額と一致している上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも脱退手当金を支給したことを示す「支給年月日」及び「支給額」等が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがうかえぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間③から⑥までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月20日から39年10月1日まで  
昭和39年にA社が解散した時に、同社のB営業所を買い取る契約をした上で、独立することになったが、その時まで同社（B営業所）で勤務していた。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社のB営業所に係る決算関係書類及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間において、同社（B営業所）に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、昭和39年10月22日に適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、オンライン記録によれば、A社（B営業所）における複数の同僚についても、申立人と同様に、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い上、同社の他の営業所における複数の同僚についても、勤務していたとする期間のうち、厚生年金保険被保険者記録が無い期間が確認できる。

さらに、申立人から提出された国民健康保険被保険者証によると、申立人は、申立期間のうち、昭和35年4月1日から39年10月1日までの期間において、国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 10 日から 37 年 1 月 1 日まで  
A社退職後に脱退手当金を受給した記録になっているが、脱退手当金の手続をした覚えは無く、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から計算した法定支給額と一致しており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年6月15日に支給決定されている上、当該厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年1月1日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす16人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、10人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち7人について資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、脱退手当金の支給記録がある複数の同僚は、「会社の人脱退手当金の手続を行ってくれた。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性も否定できないと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。